

福山市立山南小学校 生徒指導規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が安全で安心して自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第1条（服装）

衛生的で整った身だしなみに気をつけさせ、健康で安全な学校生活を送ることができるようにさせる。

〈学校で規定されている服装〉

（1）登下校の服装

【 夏季 】 6月1日～9月30日

男 子	女 子
白色の襟付きシャツ 白色のポロシャツ	白色の襟付きシャツ 白色のポロシャツ
紺色の半ズボン	紺色のスカート

【 春・秋季 】(4～5月)(10月)

男 子	女 子
白色の襟付きシャツ 白色のポロシャツ 寒さを感じる時は規定服や紺色のベストを着用してもよい。	白色の襟付きシャツ 白色のポロシャツ 寒さを感じる時は規定服や紺色のベストを着用してもよい。
夏季に準じる	夏季に準じる

【冬季】 11月1日～3月31日

男 子	女 子
規定服（原則一番上は規定服である） ※11月～3月の間で、寒い日は、防寒着などを着用してもよい。（教室では着用しない。） ※11月～3月の間で、体調が悪い日は、長ズボンを着用してよい。（担任に連絡する）	夏季に準じる ※ 厳寒に耐えられない場合は事前に学校と相談する。
夏季に準じる ※ 厳寒に耐えられない場合は事前に学校と相談する。	夏季に準じる ※ 厳寒に耐えられない場合は事前に学校と相談する。

（2）規定帽子

登下校では、規定帽子を着用する。

（3）名札

胸につける。

（4）靴・上履き

通学靴は運動しやすいものにする。校舎内ではシューズを履く。

(5) 靴下

靴下は、白・黒・紺色の無地（ワンポイント可）のものを着用する。スニーカーソックス（くるぶしソックス）は禁止する。

(6) 手袋・マフラー・ネックウォーマー等

冬期は登下校時に着用してもよい。また、休憩時間中、手袋は着用してもよい。

(7) 体操服

山南小のプリントの下に記名をする。規定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て、学校の許可を得る。

(8) 水着

スクール水着

帽子（前）、女子の水着（背中）、男子の水泳パンツ（おしり）に、白い布に記名したものをする。

(9) 水泳帽

平成30年度 1年：黄 2年：緑 3年：白 4年：赤 5年：緑 6年：カツラ

平成29年度 1年：緑 2年：白 3年：赤 4年：ピカツラ 5年：カツラ 6年：黄

※健康、その他の特別な理由により、上記規定以外の服装を必要とする場合は届け出で許可を得ること。

(10) ランドセル、防犯ブザー

登下校では、ランドセルを使用する。防犯ブザーを携帯する。また、防犯ブザーの作動の確認は、家庭で隨時行う。

第2条（頭髪）

清潔かつ自然な髪型を大切にし、学習活動や運動等の教育活動の妨げにならないようにする。

頭髪について、毛染め・パーマ等のある児童には、特別な事情が無ければ保護者へただちに直すことを依頼する。髪の長い子は、ゴムでくくる。なお、ゴムの色は黒・茶・紺色とする。

第3条（不要物・持ち物等）

学校には、教科書・学習品等、学校生活に必要なもの以外は持ってこない。違反があった場合、

学校で預かり懇談時に保護者に返す。また特別な指導を行う場合もある。

(1) 自分の持ち物には、必ず記名をする。

(2) 筆箱の中身は、鉛筆5本、消しゴム、名前ペン、赤・青の色鉛筆（ボールペン<3年以上>、蛍光ペン1本<4年以上は可>、定規を基本とする。その他必要なものについては、担任と相談する。

(3) カバンや筆箱などの学用品に、飾り（キーホルダー等）を付けない。

(4) 置き傘はしてもよい。（記名をして所定の場所に置く）

(5) 飲み物として、水筒にお茶または水を入れ持参してもよい。水筒の代わりにペットボトルを使用してもよいが、ペットボトルをゴミとして学校に捨てない。

(6) カイロは持ってきて良いが、ポケットや服からできるだけ出さない。

(7) 持って来てはいけないもの

不必要なお金、携帯電話や情報通信機器、ゲーム類、まんがに類する本、菓子、装飾品、

シャープペンシル、カッターナイフ等危険物、その他学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。やむを得ず持参した場合は、登校時に担任に預ける。

第4条（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規定を定める

- (1) 始業時刻は、8：20
- (2) 完全下校時刻は、16：10（特別な場合は、時刻を変更することがある）
- (3) 欠席の時は、学校や登校班の班長に連絡する。（連絡帳を使用する。）
緊急の時は、電話で連絡する。
- (4) 早退が事前に分かっている場合は、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (5) 登校したら、原則校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。
- (6) 欠席した場合には、必要に応じて電話連絡・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして家庭との連携を密にとる。

第5条（登下校）

交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校する。地区児童会等で登下校の振り返り、改善を図らせる。改善が見られないときは、個別指導を行ったり、保護者の協力を得たりしながら指導を続ける。

- (1) 通学路を守って登下校する。
- (2) 右側を1列で歩く。
- (3) 歩道があるところは歩道を歩く。
- (4) 知らない人について行かない。
- (5) 寄り道しないで登下校する。
- (6) 手荷物はなるべく少なくし、両手が使えるようにする。
- (7) 金銭等を拾得した場合は、学校に来て教頭に預けるか警察に届ける。

第6条（校内の生活）

(1) 朝の準備

登校したら学習の準備をする。靴そろえ・挨拶・学習用具の整頓の仕方を規定し、速やかに学習に取り組む態度を育む。改善が見られないときは、個別指導を行い、徹底を図る。

(2) 学習規律

授業では自己の力を伸ばすため、持ち物や学習規律について規定し、基礎学力の徹底を図る。毎日の自己の振り返りや担任による指導で定着を図るが、定着の難しい児童には個別指導、保護者との連携を行っていく。

- ①次の授業の準備をしてから休憩をする。
- ②チャイムで始業の合図がかけられるようにする。
- ③みんなに聞こえる声で話す。
- ④「はいっ。」と返事をする。
- ⑤話している人の方を向いて、内容を考えながら相手の話を聞く。

- ⑥鉛筆の持ち方に気をつけて書く。
- ⑦ノートに手を添え、下敷きを使用する。
- ⑧足は床につける。

(3) 特別教室の使い方

児童の安全と施設の正しい使い方を身につけさせるため、特別教室の使い方を規定する。当該年度の最初に使用するときに指導を行う。鍵の施錠、開錠は担任が行い、勝手に使用したり、誤った使い方をしたりした児童には個別指導を行う。また、全体指導も併せて行い、再発を防ぐ。

(4) 休憩時間

安全に楽しく遊ぶために、休憩時間の遊び方について規定する。決まりを守れない児童には、担任と生活健康安全部が連携して指導にあたる。繰り返し守れない場合は、生活健康安全部で協議し、禁止措置などをとる。

- ①休憩時間に特別教室や体育館に勝手に入らない。
- ②雨の日は、教室で工夫して静かに過ごす。
- ③遊具の近くで、ボールを使ったり、おにごっこをしたりしてはいけない。
- ④校外にボールが出た時は取りにいかない。すぐ近くの先生に伝える。
- ⑤使ったボールや1輪車は責任を持って片づける。
- ⑥校内放送は、静かに聞く。
- ⑦教室、廊下、階段を走ってはいけない。
- ⑧廊下等、安全に配慮して右側を通行する。

(5) 給食

自分の健康を考えながら楽しく食事ができるように、給食の服装・準備・後片付け・マナーについて規定する。年度当初に学級指導を行い、全校・学級・個別指導を行う。規定が守れない児童については担任と生活健康安全部が連携して指導を行う。また、保護者と連携し、協力を仰ぐ。

- ①給食準備時には、全員手洗い・うがいをする。
- ②給食当番は特に手を丁寧に洗い、帽子やエプロン、マスクをつけて準備をする。
- ③前日病気で欠席・風邪・腹痛等、調子が悪い場合は給食の準備をしない。
- ④13:20までに、ワゴンをリフトホールに返す。
- ⑤給食で出された物を、給食以外の時間に食べたり、家に持って帰ったりしない。

(6) 掃除

自分たちの学校の美化に取り組ませるため、掃除について決まりを設ける。各担当が掃除時間に見回り、清掃指導を行う。また、終わりの会において振り返りを行い、意欲と目標を持って掃除ができる児童を育成する。取り組みに課題のある児童については、担任・生活健康安全部が連携して、個別指導を行う。

- ①掃除は、学校の環境を整える学習活動の1つとして取り組む。
- ②時間いっぱい掃除をする。
- ③黙って掃除を行う。

(7) 保健室

体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診を勧める。

(8) その他

帰宅後、学校に忘れ物を取りに来る場合、職員室で許可をもらい教室に行き、帰るときも職員室に寄る。卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したのにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外生活に関すること

第1条（遊び）

校外でも安全な生活を送るために、遊ぶときのルールを守るよう決まりを定め、学期始め・学期末に一斉指導を行う。また、適宜個別指導・一斉指導を行う。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 外出するときは、「行き先」「帰る時刻」を家の人に伝えて出かける。
- (2) 子どもだけのときは、家の中で遊ばない。
- (3) 友だちから物をもらったり、友だちに物をあげたりしない。交換、貸し借りもいけない。
- (4) 校区外へ子どもだけで行かない。
(ボーリング場、映画館、サイクリング、カラオケボックス、魚釣り、デパート、ゲームセンター…ゲームコーナー)
- (5) 危険な遊びや人に迷惑をかける遊びはしない。
(エアガン、火遊び、海や川での遊び等)
- (6) 子どもだけで、飲食店で食事をしない。
- (7) 夜間、遊びに行かない。
- (8) 小学校を含む公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。
- (9) 知らない人に声をかけられても、絶対についていかない。そして、必ず学校に連絡する。
- (10) 家の外に出る時は、防犯ブザーを持って行く。
- (11) 夏季（4月～9月）は18：00、冬季（10月～3月）17：00までに帰宅する。

第2条（交通安全）

交通ルールを守り、安全な歩行や自転車の乗り方を心がける。適宜個別指導・一斉指導を行う。交通安全については、交通安全協会と連携し、年1回以上の交通安全教室を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

- (1) 自転車の点検（特にブレーキ）を行う。
- (2) 左端を一列に（二人乗りをしない）走る。
- (3) 信号を守り、左右の確認をする。カーブではスピードをゆるめる。
- (4) 自転車を置くときは、交通のじゃまにならないよう、道路の端に置き、鍵を忘れずにかける。
- (5) 自転車に乗る時は、ヘルメットを被る。

- (6) 狹い道で車に出会った時は、自転車を止め行き過ぎるのを待つ。
- (7) 県道で自転車に乗らない。

第3条（防犯）

自分の命や社会のルールを守り、安全な生活を送るように、適宜個別指導・一斉指導を行う。警察署と連携し、年1回以上の防犯教室等を実施して意識を高める。ルールを守れないなどの課題がある児童については、家庭と連携し協力を得ながら個別指導を継続する。

第4条（虐待やネグレクト「育児放棄」）

保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関するここと

第1条（生徒指導の充実）

教職員が、生徒指導の三機能を生かした生徒指導を充実し、問題行動等を未然に防止できるような積極的な生徒指導を行う。

- (1) 自己存在感の育成。
- (2) 自己決定の場を与える。
- (3) 共感的人間関係の育成。

第2条（特別な指導を実施するにあたって）

特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送るために、自己を振り返り、適切な（正しい）行動ができるよう指導するためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止の為の具体的な約束や展望を持たせる。またこの機会に学力の補充を行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為を繰り返す場合は、市教委・警察・子ども家庭センターなどの諸機関と連携をとる。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う（目安となる日数を第9条に明記）。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

第3条（問題行動への特別な指導）

次の問題を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
 - ①飲酒・喫煙
 - ②暴力・威圧・強要行為
 - ③建造物・器物破損
 - ④窃盗・万引き
 - ⑤交通違反
 - ⑥刃物等所持
 - ⑦いじめに關係している場合

- ⑧携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり不正な利用をしたりした場合
 - ⑨登校後の無断外出・早退
 - ⑩家出及び深夜徘徊
 - ⑪その他法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の「学校のきまり」等に違反する行為
- (3) 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- (4) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第4条（授業妨害）

騒ぐ・暴言・許可なく教室を歩き回る等で他の児童が落ち着いて学習できないようなことを行い、指導に従わない場合は、教頭・教務主任・生徒指導主事等に連絡し、教頭・教務主任・生徒指導主事等が別室で指導する。期間は第9条に準じる。

第5条（器物損壊）

学校内の施設設備を損壊した場合や発見した時は、職員室に届け出る。次のように故意に行ったと判断される場合は、実費弁償するものとする。

- ・壊した物の方に向かって意図的に物を投げていた。
- ・意図的に叩いたり蹴ったり、落としたりした。

※校外で行われる学校の教育活動（遠足・社会見学・修学旅行を含む校外活動など）においても、この規定通りとする。

第6条（児童間同士の暴力及び対教師暴力）

児童同士、または教師に対して暴力をふるったり暴言を吐いたりして、相手を傷つけ、周りの児童が落ち着かない状態になり、教師の指導に従わない場合には、教頭・教務主任・生徒指導主事に連絡し、別室で指導する。

第7条（反省指導の方法）

特別な指導のうち、本校の定める反省指導の段階は次の通りとする。

初期段階—**教頭による説諭指導（短時間での指導）**

第1段階—**本人への説諭、事実・反省・決意の文章の作成および保護者への連絡**

第2段階—**第1段階の指導を踏まえた保護者との面談**

第3段階—**第2段階の指導を踏まえた学校からの懲戒(別室反省指導・授業反省指導等)**

第4段階—**関係機関と連携し、保護者を含めた指導を行う。**

段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、その段階の次の段階の指導を行う。

第8条（反省指導の実施）

反省指導は、原則として学校反省とする。学校反省は、登校させて別室で行う。反省指導（第1段階から）と通常の学校生活(授業等)で行う授業反省指導（初期段階）の2段階とする。

- (1) 反省指導期間中は、別室で行う。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事や町内諸行事への参加は、別途協議する。
- (3) 授業中および家庭での過ごし方を日誌につけ、学校、保護者が連携をもつ。
- (4) 保護者参観による授業観察指導改善が見られない児童には、該当児童の保護者を含めPTAによる授業観察を行う。

第9条（学校反省指導の期間）

別室反省指導の期間は、概ね1時間から3日とし、授業反省指導の期間は、概ね1時間から5日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

第10条（再発防止の指導）

再発防止のために、問題行動発生日から1週間後、1ヶ月後、3ヶ月後に特別な指導を行う。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間は変更することがある。

第11条（規程の周知）

本規程については、児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。